

防衛省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

| | |
|---|---|
| ○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係） | 1 |
| ○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係） | 2 |
| ○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係） | 4 |

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（人事計画課） 第百十三条（略） 一～三（略） 四 予備自衛官及び予備自衛官補の制度及び招集手続に関する こと。</p> | <p>（人事計画課） 第百十三条（略） 一～三（略） 四 予備自衛官の制度及び招集手続に関すること。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第百十一条 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪（前条の規定により警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができ ないものを除く。以下この節において同じ。）のうち、次の各 号のいずれかに該当するものについては、陸上自衛隊の自衛官 （以下「陸上自衛官」という。）である警務官等が司法警察職 員としての職務を行うものとする。</p> <p>一 陸上自衛官並びに陸上自衛隊に所属する陸上自衛官以外の 隊員及び統合幕僚監部に所属する自衛官以外の隊員並びに学 生、訓練招集に応じている陸上自衛官の階級を指定されてい る予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じ ている陸上自衛隊の予備自衛官補の犯した犯罪又は職務に従 事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務 に関しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号のい ずれかに該当するものについては、海上自衛隊の自衛官（以下 「海上自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員とし ての職務を行うものとする。</p> <p>一 海上自衛官並びに海上自衛隊に所属する海上自衛官以外の 隊員並びに訓練招集に応じている海上自衛官の階級を指定さ れている予備自衛官及び教育訓練招集に応じている海上自衛</p> | <p>第百十一条 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪（前条の規定 により警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができ ないものを除く。以下この節において同じ。）のうち、次の各 号のいずれかに該当するものについては、陸上自衛隊の自衛官 （以下「陸上自衛官」という。）である警務官等が司法警察職 員としての職務を行うものとする。</p> <p>一 陸上自衛官並びに陸上自衛隊に所属する陸上自衛官以外の 隊員及び統合幕僚監部に所属する自衛官以外の隊員並びに学 生、訓練招集に応じている陸上自衛官の階級を指定されてい る予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じ ている予備自衛官補の犯した犯罪又は職務に従事中的これら の隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に関しこれら の隊員以外の者の犯した犯罪</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号の一 に該当するものについては、海上自衛隊の自衛官（以下「海上 自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員としての職 務を行うものとする。</p> <p>一 海上自衛官並びに海上自衛隊に所属する海上自衛官以外の 隊員及び訓練招集命令により訓練招集に応じている海上自衛 官の階級を指定されている予備自衛官の犯した犯罪又は職務</p> |

隊の予備自衛官補の犯した犯罪又は職務に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に関しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

二・三 (略)

3 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号のい
ずれかに該当するものについては、航空自衛隊の自衛官（以下
「航空自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員とし
ての職務を行うものとする。

一 航空自衛官並びに航空自衛隊に所属する航空自衛官以外の
隊員及び訓練招集に依じている航空自衛官の階級を指定され
ている予備自衛官の犯した犯罪又は職務に従事中のこれらの
隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に関しこれらの
隊員以外の者の犯した犯罪

二・三 (略)

4 (略)

に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に関しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

二・三 (略)

3 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号の一
に該当するものについては、航空自衛隊の自衛官（以下「航空
自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員としての職
務を行うものとする。

一 航空自衛官並びに航空自衛隊に所属する航空自衛官以外の
隊員及び訓練招集命令により訓練招集に依じている航空自衛
官の階級を指定されている予備自衛官の犯した犯罪又は職務
に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の
職務に関しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

二・三 (略)

4 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（被服の無料貸与及び支給）</p> <p>第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第九イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生に対しては同表イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生又は生徒に対しては同表ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒に対しては別表第十に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された場合を除く。）及び任用後品目ごとに同表に定める期間（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された後最初の期間については、同表に定める期間から当該自衛官候補生であった期間を減じた期間）を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即ち予備自衛官にあつては陸曹長等の例に準じ、予備自衛官補にあつてはその属する陸上自衛隊又は海上自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等又は海曹長等の例に準じてそれぞれ防衛大臣の定め</p> | <p>（被服の無料貸与及び支給）</p> <p>第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第九イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生に対しては同表イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生又は生徒に対しては同表ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒に対しては別表第十に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された場合を除く。）及び任用後品目ごとに同表に定める期間（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された後最初の期間については、同表に定める期間から当該自衛官候補生であった期間を減じた期間）を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即ち予備自衛官及び予備自衛官補にあつては陸曹長等の例に準じてそれぞれ防衛大臣の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。</p> |

2
～
8 (略) るところにより、被服を無料で貸与することができる。

2
～
8 (略)